

消防法令における主な規制の概要

火災予防行政に係る主な制度の全体像

◆ 防火対象物の防火安全性を、ハード（消防用設備の設置等）・ソフト（防火管理等）両面から確保

【防火対象物】：山林又は舟車、船きよ若しくはふ頭に繋留された船舶、建築物その他の工作物若しくはこれらに属する物

例：建築物その他の工作物

住宅

多数の者が出入り、居住等するもの

戸建

共同

例：ホテル、病院、福祉施設、学校、工場、地下街 等

消防機関の権限

- ・ 立入検査、措置命令（使用禁止等）
- ・ 罰則による実効性担保

○住宅用火災警報器の設置・維持

【法＋条例で規定】

○防火管理・統括防火管理

- ・ 防火管理者の選任、消防計画の作成・届出、訓練の実施（＋定期点検制度）
- ・ （管理者が複数の場合、）統括防火管理者の選任、全体の消防計画の作成 等

○防災管理 地震等への対応（大規模事業所のみ）

○消防用設備等の設置・維持（ホテル、福祉施設、病院等一定のものには既存施設にも最新の規制を適用）

- ・ 消火設備：スプリンクラー設備、屋内消火栓設備、ガス系消火設備 等
- ・ 警報設備：自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備 等
- ・ 避難設備：誘導灯、誘導標識、避難器具

○防災規制 じゅうたん、カーテン等について燃えにくい防災品を使用

○火気設備・火気器具等の規制：こんろ、ボイラー等の構造、設置場所等【法＋条例で規定】

※その他、屋外催しの防火管理（条例制定基準）、危険物（ガソリン等）の取扱いに関する規制（第3章）などについても規定

消防法に基づく防火安全性の確保策の概要

消防用設備等の設置維持（法第17条）

ハード対策

政令で定める防火対象物の関係者は、消防用設備等について消防の活動のために必要とされる性能を有するように、技術基準に従って設置し、及び維持しなければならない。

消防用設備等には、消火設備、警報設備、避難設備、消防用水及び消火活動上必要な施設があり、防火対象物の用途、階数、面積等に応じて設置すべき消防用設備等が規定されている。

防火管理者（法第8条）

ソフト対策

政令で定める防火対象物の管理について権原を有する者は、有資格者のうちから防火管理者を定め、防火管理上必要な業務を行わせなければならない。

防火対象物の収容人員が一定以上になると防火管理者の選任義務が生じる。具体的には、自力避難困難性の高い社会福祉施設は10人以上、火災危険性が高い特定防火対象物は収容人員30人以上、それ以外の防火対象物は収容人員50人以上である。

消防同意（法第7条）

建設時に防火安全性を確保

特定行政庁等は、建築物の新築等に際して建築確認を行うが、その際に消防長等は建築物が防火に関する法令に違反していないことの確認（消防同意）を行うこととされている。

消防用設備等が適切に設置され、かつ、維持管理されていることは、「消防用設備等の設置時検査の義務化」（法第17条の3の2）、「消防用設備等の定期的な点検実施及び報告の義務化」（法第17条の3の3）、「消防用設備等が技術基準に従って設置・維持されていない場合の消防長等による措置命令」（法第17条の4）等により担保されている。

設備基準の遡及適用（法第17条の2の5②第4号）

技術基準が改正された場合、既存の特定防火対象物にあっては、一定の猶予期限を置いた上で新基準に適合させることが求められる。

既存建物にも火災の教訓を生かす

消防職員の立入検査権限等（法第4条）

消防長等は、消防職員をあらゆる事業所等に立ち入って検査・質問をさせたり、関係者に対して資料提出を命じ、報告を求めることが可能。

火災予防措置命令（法第5条）

消防長等は、火災予防上危険性の高い防火対象物等の権原を有する関係者に対して、改修や移転等必要な措置を命ずることが可能。

使用停止命令等（法第5条の2）

消防長等は、他の措置命令の未履行等により火災による人命危険性の除去が困難な場合等には、権原を有する関係者に対して使用停止命令等が可能。

障害物除去命令等（法第5条の3）

消防吏員は、防火対象物で火災の予防に危険であると認める物件等の権原を有する所有者等に対して、当該物件等の除去命令等を行うことが可能。

消防用設備等の設置・維持

消防法第17条

ホテル、病院、福祉施設、地下街等の防火対象物の関係者(所有者等)が消防用設備等を設置・維持することを義務付け

⇒ 物的面の対応により、防火対象物の用途に応じて、火災による被害軽減を図る

【消防法施行令:第2章(第6条～第36条)】

○消防用設備等の設置・維持に係る技術上の基準

○消防用設備等の設置が義務づけられる防火対象物

→ 消防用設備等ごとに、防火対象物の用途、規模、収容人員等に応じ、設置義務の対象を規定

(例: 消火器 延べ面積150㎡以上の旅館・ホテルは設置が必要 等)

【消防法施行規則:第2章(第5条～第33条)】

○設置・維持に係る技術上の基準の細目(※更に一部を告示に委任)

(例: 消火器 設置対象の各部分から歩行距離20メートル以下となるように設置等)

○消防用設備等の届出等に係る手続き

近年の主な設置基準強化(例)

○一定の病院・有床診療所について、スプリンクラー設備や自動火災報知設備の設置義務範囲を拡大(病院の例)

・スプリンクラー設備: 延べ面積3,000㎡以上 ⇒ 0㎡

・自動火災報知設備: 延べ面積300㎡以上 ⇒ 0㎡

◆消防用設備等の種類

①消防の用に供する設備

・消火設備 (消火器具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備etc.)

・警報設備 (自動火災報知設備etc.)

・避難設備 (避難器具、誘導灯etc.)

②消防用水

③消火活動上必要な施設

(連結送水管、排煙設備、非常コンセント設備etc.)



◆設置・維持に係るチェック体制(消防本部において確認)

(計画時)消防同意



(設置前)着工届



(設置完了時)設置検査



(維持管理時)関係者による点検報告

※消防本部による立入検査時にも確認

防火管理制度

消防法第8条

多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物の管理について権原を有する者※に、防火管理者を定め、消防計画の作成及びこれに基づいた防火管理上必要な業務を行わせるよう義務付け

⇒ 人的面の対応により、一定規模以上の防火対象物における火災の発生防止、被害軽減を図る

※管理権原者：防火対象物について正当な管理権を有する者。所有者、借受人など

①防火管理が必要となる防火対象物

- ・特定防火対象物(ホテル、病院、福祉施設、地下街等の不特定多数の者等が出入りする建物)で、収容人員(建物に出入りし、勤務し、居住する人数)が30人以上(入所型福祉施設は、10人以上)
- ・非特定防火対象物で、収容人員が50人以上

②防火管理者

- ・管理権原者が、管理的、監督的な地位にある者で一定の知識、資格を有する者(防火管理講習を修了した者等)を防火管理者として選任

③消防計画

- ・防火管理者は、消防計画を作成・届出し、これに基づき防火管理上必要な業務を実施
- ・防火管理上必要な業務とは、消火・通報及び避難の訓練の実施、消防設備・施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、収容人員の管理 等

④統括防火管理

- ・高層建築物等一定の防火対象物で、管理権原が複数に分かれているものは、管理権限者間で協議し、統括防火管理者を選任する必要

⑤防火対象物定期点検報告制度

- ・一定規模以上の特定防火対象物等においては、年1回、防火管理上必要な業務等の状況について、管理権原者が防火対象物点検資格者に点検させ、その結果を消防機関に報告(防火基準点検済証の表示が可能)
- ・過去3年間遵守状況が優良なものとして消防機関の認定を受けた防火対象物は、点検報告の義務が免除(3年の間免除され、防火優良認定証の表示が可能)

防火対象物総数	4,027,989
防火管理義務対象数	1,064,933
防火対象物点検対象数	114,162
(平成27年3月31日現在)	

防災管理制度等（特に大規模な防火対象物）

消防法第8条の2の5、第36条

火災だけでなく、その他の災害（地震等）による被害軽減のため、特に大規模な防火対象物の管理について権原を有する者※に、自衛消防組織を置くとともに、防災管理者を定め地震災害等に対応した消防計画の作成及びこれに基づいた防災管理上必要な業務を行わせるよう義務付け

※管理権原者：防火対象物について正当な管理権を有する者。所有者、借受人など

①自衛消防組織の設置及び防災管理が必要となる防火対象物

- ・共同住宅等（(5)項口）、倉庫（(14)項）等を除いた全ての用途の防火対象物で、
延べ面積5万㎡以上、5階建て以上で延べ面積2万㎡以上、11階建て以上で延べ面積1万㎡以上のもの
- ・1,000㎡以上の地下街

②自衛消防組織

・管理権原者は、特に大規模な防火対象物において、一定の知識、資格を有する者（自衛消防業務講習を修了した者等）を、全体を指揮する統括管理者（自衛消防隊長）とし、消火班、情報収集・伝達班、避難誘導班、救出・救護班の要員を有する自衛消防組織を設置することが必要

③防災管理者

・管理権原者が、管理的、監督的な地位にある者で一定の知識、資格を有する者（防災管理講習を修了した者等）を防災管理者として選任 ※防火管理者と同一の者

④地震災害等に対応した消防計画（災害による被害の軽減上又は災害発生時の対応事項を定めた計画）

- ・大規模地震発生の際の被害を想定した場合の対策
- ・自衛消防の組織に関すること
- ・避難口、避難通路の維持管理及びその案内に関すること
- ・防災管理上必要な訓練に関すること
- ・訓練の結果を踏まえた消防計画の内容の検証と見直しに関すること
- ・地震による被害の軽減に関すること

防火対象物総数	4,027,989
防災管理義務対象数	9,616
防災対象物点検対象数	9,616
(平成27年3月31日現在)	

立入検査・違反是正

消防法第4条

消防機関は、火災予防のために必要があるときは、建物に対して立入検査を実施することが可能

⇒ 消防法令違反を発見した場合、警告・命令等の行政指導や行政処分を行い、法令に適合したものとなるよう違反是正を推進

①立入検査

- ・消防員は火災予防のため必要があるときには、あらゆる仕事場、公衆の出入りする場所等へ立入検査を実施
- ・建物の位置、構造、設備及び管理状況を検査し、関係者（所有者、従業者等）に質問できる

②違反是正

- ・違反の是正を行うため違反処理として、警告・命令・告発等の行政指導及び行政処分を実施
- ・消防庁が作成した「違反処理標準マニュアル」等を参考に、各消防機関で定める「違反処理基準」を踏まえ実施

③各種命令の種類

- 屋外における火災予防措置命令
- 資料提出命令
- ★防火対象物に対する改修命令
- ★防火対象物に対する使用禁止命令
- ★防火対象物における火災予防措置命令
- ★防火・防災管理者選任命令
- ★防火・防災管理業務適正執行命令
- 防火・防災点検虚偽表示除去・消印命令
- ★消防用設備等の設置維持命令

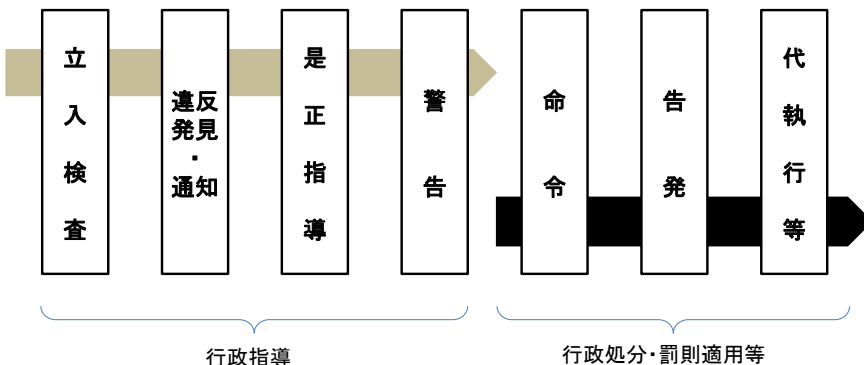
※★の命令には、公示を義務付け

※命令違反には、罰則適用

違反是正の流れ

- 立入検査において、消防機関が違反を覚知した場合、その旨を通知するとともに、まずは是正指導を行うのが一般的。
- 火災危険性・悪質性が高い防火対象物については、命令等の措置を講ずる。
- 行政指導から行政処分（命令）に至る場合は、通常、その前段として警告を実施。

【一般的な流れ】

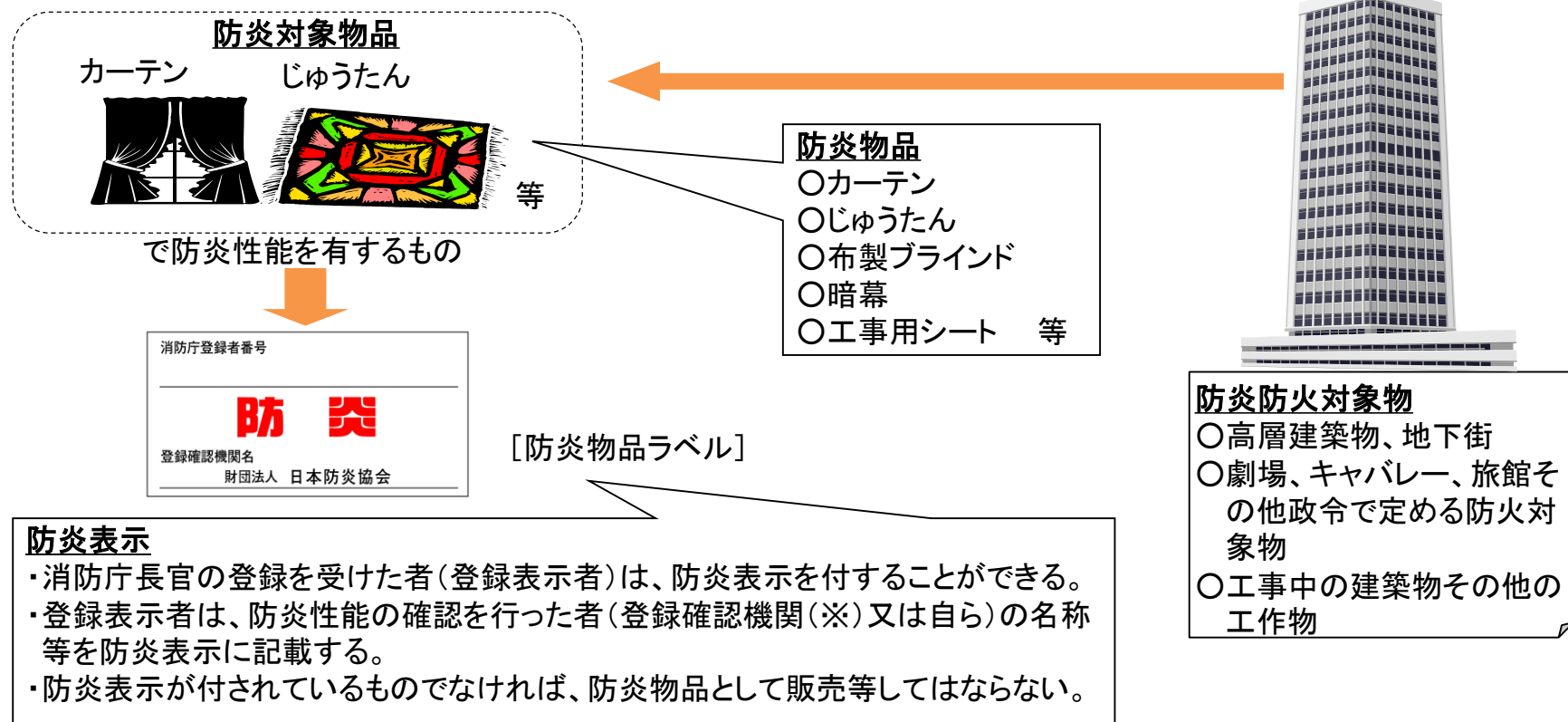


防災規制

消防法第8条の3

高層建築物や不特定多数の者が利用する建築物等のカーテンやじゅうたん等に対して、一定の防災性能を有するものの使用を義務付け

⇒ 天井や物品周囲への急激な延焼拡大等を防止し、早期の火災拡大を抑制を図る。



消防庁機械器具等に係る検定制度等

消防法第21条の2

消防用機械器具等のうち、一定の形状等を有することについてあらかじめ検査を受ける必要性の高いものを対象に検定を行い、検定の合格表示が付されていないものは、販売、陳列、工事使用を禁止
⇒ 実際の火災において必要な機能を発揮することができることを担保。

検定対象機械器具等の範囲（消防法施行令37条）

<消火設備>

- ・ 消火器
- ・ 消火器用消火薬剤（二酸化炭素を除く）
- ・ 泡消火薬剤（水溶性液体用泡消火薬剤を除く）
- ・ 閉鎖型スプリンクラーヘッド
- ・ 流水検知装置
- ・ 一斉開放弁

<警報設備>

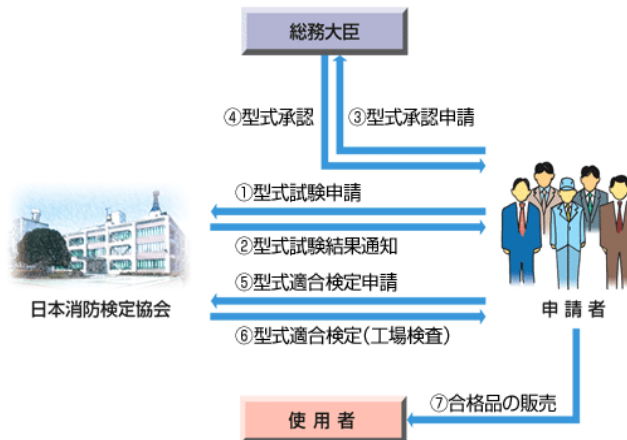
- ・ 感知器、発信機
- ・ 中継器
- ・ 受信機
- ・ 住宅用防災警報器

<避難設備>

- ・ 金属製避難はしご
- ・ 緩降機

（計12品目）

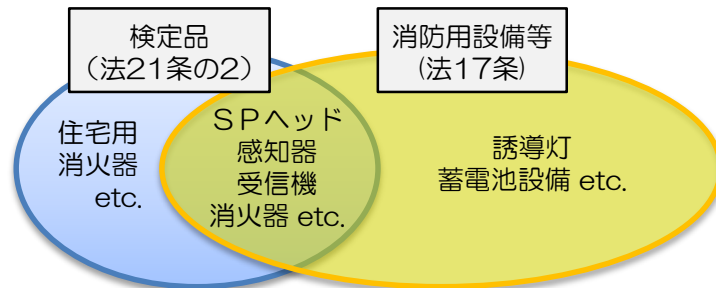
→ 各品目について規格が定められている（省令）



・ 検定は次の2段階からなっている。
「型式承認」（型式が規格に適合していることを確認）
「型式適合検定」（個別の製品が、型式承認を受けた形状等と同一であることを確認）

・ 検定業務は、日本消防検定協会又は登録検定機関（現在、登録なし）が実施。

（参考）



検定品と消防用設備等の関係（イメージ）

☆その他の認証制度等

種類	概要	対象品目
自主表示 (法21条の16の2) ※ 令第41条で品目指定	政令指定品目について、規格（省令）に適合するものに、製造事業者が自ら表示を付するもの。→販売等規制あり	○消防用ホース ○結合金具 ○漏電火災警報器 ○エアゾール式簡易消火具 ○動力消防ポンプ ○消防用吸管 （計6品目）
認定 (規則31条の4)	登録認定機関が、消防用設備等の技術基準への適合性を認定し、表示を付するもの（任意）。→販売等規制なし	○継手・バルブ(安全センター) ○放送設備（検定協会） etc. *品目は登録制
評価 (法21条の36)	検定協会が、消防用設備等その他の物品の基準適合性等を評価し、表示を付するもの（任意）。→販売等規制なし	○放火監視機器 ○消防用積載はしご etc. *検定、認定以外の品目